

記者発表資料



令和7年 2月 7日(金)

発表の趣旨 (※該当する全てにチェック)

- 各種資料や情報の提供
- イベント・会議等の案内
 - 当日の取材依頼
 - 開催日時等の周知依頼
 - 参加者募集の事前告知依頼
- その他 (緊急情報)

発表事項

霧島市における高病原性鳥インフルエンザ（県内2，3例目）発生に係る監視強化区域の解除について（第3-11報）

内 容

霧島市における高病原性鳥インフルエンザ（県内2，3例目）発生に伴い設定した監視強化区域※（10km圏内）について，監視強化区域解除検査の結果，臨床検査で異状が確認されなかったこと及び県内3例目の発生農場の防疫措置完了後28日が経過したことから，国と協議の上，令和7年2月7日（金）正午をもって解除しましたので，お知らせします。

※ 監視強化区域

①生きた家さん，②卵等について，持ち出しの制限はないが，監視を強化する区域

- ・ 1月3日正午に県内2例目の搬出制限が解除された区域
- ・ 1月20日正午に県内3例目の搬出制限が解除された区域
- ・ 1月31日午前0時に県内2，3例目の移動制限が解除された区域

資 料

高病原性鳥インフルエンザ発生時の移動等の制限について

ホームページ掲載

なし あり (2月7日掲載予定) 後日掲載

取材案内

問い合わせ先 (担当課)

担当課

農政部家畜防疫対策課

取材対応者

家畜防疫対策課長 藏菌 (099-286-3352) 内線3352

問い合わせ窓口

家畜衛生係長 内村 (099-286-3224) 内線3224

高病原性鳥インフルエンザ発生時の移動等の制限について

別紙

移動制限区域: 以下の①～⑤の物品について、農場からの持ち出し及び区域内への持ち込みが制限される区域

搬出制限区域: 以下の①～⑤の物品について、区域外への持ち出しが制限される区域

監視強化区域: 以下の①～⑤の物品について、持ち出しの制限はないが、監視を強化

①生きた家きん ②卵 ③死体 ④排せつ物 ⑤敷料等

※ ①～⑤の一部については、清浄性等が確認された農場であれば、動物衛生課が病原体拡散防止措置が十分講じられることを確認した上で農場ごとに出荷が可能となる。

